

諮問庁：防衛大臣

諮問日：令和 7 年 7 月 3 日（令和 7 年（行情）諮問第 7 5 4 号ないし同第 7 5 7 号及び同第 7 5 9 号ないし同第 7 6 3 号）

答申日：令和 7 年 1 1 月 2 8 日（令和 7 年度（行情）答申第 6 2 4 号ないし同第 6 3 2 号）

事件名：防衛研究所調査研究（企画部保有分）平成 7 年度特別研究の開示決定に関する件（文書の特定）

防衛研究所調査研究（企画部保有分）平成 8 年度特別研究の開示決定に関する件（文書の特定）

防衛研究所調査研究（企画部保有分）平成 9 年度特別研究成果報告書の開示決定に関する件（文書の特定）

防衛研究所調査研究（企画部保有分）平成 1 0 年度特別研究の開示決定に関する件（文書の特定）

防衛研究所調査研究（企画部保有分）平成 1 2 年度特別研究の開示決定に関する件（文書の特定）

防衛研究所調査研究（企画部保有分）平成 1 3 年度特別研究の開示決定に関する件（文書の特定）

防衛研究所調査研究（企画部保有分）平成 1 4 年度特別研究の開示決定に関する件（文書の特定）

防衛研究所調査研究（企画部保有分）平成 1 5 年度特別研究の開示決定に関する件（文書の特定）

防衛研究所調査研究（企画部保有分）平成 1 6 年度特別研究の開示決定に関する件（文書の特定）

## 答 申 書

### 第 1 審査会の結論

別紙の 1 に掲げる各文書（以下、併せて「本件請求文書」という。）の各開示請求につき、別紙の 2 に掲げる各文書（以下、順に「文書 1」ないし「文書 8 6」といい、併せて「本件対象文書」という。）を特定し、開示した各決定については、本件対象文書を特定したことは、妥当である。

### 第 2 審査請求人の主張の要旨

#### 1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3 条の規定に基づく各開示請求に対し、平成 3 1 年 2 月 2 1 日付け防官文第 2 7 3 2 号、令和元年 1 0 月 3 0 日付け同第 9 2 9 4 号、平成 3 1 年 2 月 2 1 日付け同第 2 7 3 3 号、令和元年 1 0 月 3 0 日付け同第 9 2 9 5 号、平成 3 1 年 2 月 2 1 日付け同第 2 7 3 4 号、令和元年 1 0 月 3 0 日付け同

第9296号、平成31年2月21日付け同第2735号、令和元年9月25日付け同第7587号、平成31年2月21日付け同第2737号、令和元年9月25日付け同第7589号、平成31年2月21日付け同第2738号、令和元年7月31日付け同第5096号、平成31年2月21日付け同第2739号、令和元年7月31日付け同第5097号、平成31年2月21日付け同第2740号、令和2年3月16日付け同第3741号、平成31年2月21日付け同第2741号及び令和2年3月16日付け同第3742号により防衛大臣（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った各開示決定（以下、順に「原処分1」ないし「原処分18」といい、併せて「原処分」という。）について、その取消しを求める。

## 2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、各審査請求書の記載によると、おおむね以下のとおりである（なお、添付資料は省略する。）。

- (1) 原処分1、原処分3、原処分5、原処分7、原処分9、原処分11、  
原処分13、原処分15及び原処分17に係る審査請求書

ア ないしエ （略）

- (2) 原処分2、原処分4及び原処分6に係る審査請求書

ア ないしエ （略）

オ 他に文書がないか確認を求める。

審査請求人は確認する手段を持たないため、開示請求対象に漏れがないか念のため確認を求める次第である。

- (3) 原処分8に係る審査請求書

ア ないしエ （略）

オ 文書の特定に漏れがないか確認を求める。

審査請求人は確認する手段を持たないため、開示請求対象に漏れがないか念のため確認を求める次第である。

- (4) 原処分10に係る審査請求書

ア （略）

イ 文書の特定に漏れがないか確認を求める。

開示請求者は確認できないので、文書の特定に漏れがないか、念のため確認を求める。

- (5) 原処分12及び原処分14に係る審査請求書

ア ないしエ （略）

オ 上記(3)オに同じ。

- (6) 原処分16及び原処分18に係る審査請求書

ア ないしエ （略）

オ 上記(3)オ及び上記(4)イに同じ。

## 第3 諮問庁の説明の要旨

## 1 経緯

本件各開示請求は、本件請求文書の開示を求めるものであり、これに該当する行政文書として、本件対象文書を特定した。

本件各開示請求については、法11条に規定する開示決定等の期限の特例を適用し、まず、平成31年2月21日付け防官文第2732号ないし同第2735号及び同第2737号ないし同第2741号により、文書1、文書12、文書21、文書31、文書40、文書48、文書60、文書69及び文書79について、法9条1項の規定に基づく各開示決定処分（原処分1、原処分3、原処分5、原処分7、原処分9、原処分11、原処分13、原処分15及び原処分17）を行った後、令和元年10月30日付け防官文第9294号ないし同第9296号、同年9月25日付け同第7587号及び同第7589号、同年7月31日付け同第5096号及び同第5097号並びに令和2年3月16日付け同第3741号及び同第3742号により、文書2ないし文書11、文書13ないし文書20、文書22ないし文書30、文書32ないし文書39、文書41ないし文書47、文書49ないし文書59、文書61ないし文書68、文書70ないし文書78及び文書80ないし文書86について、法9条1項の規定に基づく各開示決定処分（原処分2、原処分4、原処分6、原処分8、原処分10、原処分12、原処分14、原処分16及び原処分18）を行った。

本件各審査請求は、原処分に対して提起されたものであり、本件諮問に当たっては、各開示請求の先行決定及び後行決定に係る審査請求ごとに併合し諮問する。

なお、原処分に対する各審査請求について、審査請求が提起されてから情報公開・個人情報保護審査会への諮問を行うまでに約5年1か月ないし約6年3か月を要しているが、その間多数の開示請求に加え、開示請求の件数を大幅に上回る大量の審査請求が提起され、それらにも対応しており、諮問を行うまでに長期間を要したものである。

## 2 審査請求人の主張について（各諮問共通）

- (1) 審査請求人は、「他に文書がないか確認を求める」、「文書の特定に漏れがないか確認を求める」としているが、本件対象文書のほかに本件開示請求に係る行政文書は保有していない。
- (2) 審査請求人のその他の主張は、令和7年5月14日付け情個審第1755号等により情報公開・個人情報保護審査会から通知された意見を踏まえると、法19条1項に規定する諮問をしなければならない場合に該当しない。
- (3) 以上のことから、審査請求人の主張にはいずれも理由がなく、原処分を維持することが妥当である。

## 第4 調査審議の経過

当審査会は、本件各諮問事件について、以下のとおり、併合し、調査審議を行った。

- ① 令和 7 年 7 月 3 日 諮問の受理（令和 7 年（行情）諮問第 7 5 4 号ないし同第 7 5 7 号及び同第 7 5 9 号ないし同第 7 6 3 号）
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を収受（同上）
- ③ 同年 1 1 月 2 0 日 令和 7 年（行情）諮問第 7 5 4 号ないし同第 7 5 7 号及び同第 7 5 9 号ないし同第 7 6 3 号の併合並びに審議

## 第 5 審査会の判断の理由

### 1 本件各開示請求について

本件各開示請求は、本件請求文書の開示を求めるものであり、処分庁は、本件対象文書を特定し、全部開示する各決定（原処分）を行った。

これに対し、審査請求人は、文書の追加特定等を求めており、諮問庁は、原処分を維持することが妥当としていることから、以下、本件対象文書の特定の妥当性について検討する。なお、各諮問において、諮問庁は、先行決定である原処分 1、原処分 3、原処分 5、原処分 7、原処分 9、原処分 1 1、原処分 1 3、原処分 1 5 及び原処分 1 7 に係る各審査請求についても併せて諮問しているが、その内容からすると当審査会で判断すべき内容はないと解されることから、当該処分に係る判断はしない。

### 2 本件対象文書の特定の妥当性について

（1）本件対象文書の特定について、当審査会事務局職員をして、諮問庁に確認させたところ、以下のとおり説明する。

ア 本件各開示請求は、防衛研究所において実施された調査研究に関し、平成 7 年度ないし平成 1 0 年度及び平成 1 2 年度ないし平成 1 6 年度の特別研究成果報告書又は特別研究に関する文書（企画部保有分）の開示を求めるものと解し、各開示請求の対象とする文書の範囲を踏まえて別紙の 2 のとおり本件対象文書を特定した。

イ 本件各審査請求を受け、関係部署において、改めて探索を行ったが、本件対象文書の外に本件請求文書に該当する文書の保有は確認できなかった。

（2）当審査会において、諮問庁から提示を受けた別紙の 1（1）ないし（7）の各開示請求の対象とする年度の調査研究実施報告書と文書 1 ないし文書 6 8 とを突合して確認したところ、文書 1 ないし文書 6 8 が、上記報告書に記載された調査研究に係る文書と一致することが認められる。

そうすると、本件対象文書の特定方法に問題はなく、探索状況及び上記のとおり大部分が突合可能な結果を踏まえると、本件対象文書の外に

本件請求文書に該当する文書は保有していないとする諮問庁の上記（１）の説明は、首肯できる。

他に本件請求文書に該当する文書の存在をうかがわせる事情も認められないことからすると、防衛省において、本件対象文書の外に各開示請求の対象として特定すべき文書を保有しているとは認められず、本件対象文書を特定したことは妥当である。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人のその他の主張は、当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 本件各開示決定の妥当性について

以上のことから、本件請求文書の各開示請求につき、本件対象文書を特定し、開示した各決定については、防衛省において、本件対象文書の外に各開示請求の対象として特定すべき文書を保有しているとは認められないので、本件対象文書を特定したことは、妥当であると判断した。

（第４部会）

委員 白井幸夫、委員 田村達久、委員 野田 崇

## 別紙

### 1 本件請求文書

- (1) 防衛研究所調査研究（企画部保有分）平成7年度特別研究（諮問第754号）
- (2) 防衛研究所調査研究（企画部保有分）平成8年度特別研究（諮問第755号）
- (3) 防衛研究所調査研究（企画部保有分）平成9年度特別研究成果報告書（諮問第756号）
- (4) 防衛研究所調査研究（企画部保有分）平成10年度特別研究（諮問第757号）
- (5) 防衛研究所調査研究（企画部保有分）平成12年度特別研究（諮問第759号）
- (6) 防衛研究所調査研究（企画部保有分）平成13年度特別研究（諮問第760号）
- (7) 防衛研究所調査研究（企画部保有分）平成14年度特別研究（諮問第761号）
- (8) 防衛研究所調査研究（企画部保有分）平成15年度特別研究（諮問第762号）
- (9) 防衛研究所調査研究（企画部保有分）平成16年度特別研究（諮問第763号）

### 2 本件対象文書

- (1) 上記1（1）の開示請求の対象として特定された文書（原処分1及び原処分2）
  - 文書1 日米安保体制をめぐる米国の論調とその背景（表紙のみ。）
  - 文書2 日米安保体制をめぐる米国の論調とその背景（表紙を除く。）
  - 文書3 これからの米国の核抑止戦略
  - 文書4 将来戦の総合的考察－RMAと日本の防衛政策－
  - 文書5 「海上阻止行動」－その国際的取り組み－
  - 文書6 災害対策と自衛隊
  - 文書7 わが国の防衛調達のあり方について（中間報告）
  - 文書8 ヨーロッパにおける安全保障構造の変化とNATOの行方
  - 文書9 ロシアの将来の軍事動向について
  - 文書10 中国の将来の軍事動向について
  - 文書11 北朝鮮の将来の軍事動向について
- (2) 上記1（2）の開示請求の対象として特定された文書（原処分3及び原処分4）
  - 文書12 戦争形態の歴史的変遷（表紙のみ。）
  - 文書13 戦争形態の歴史的変遷（表紙を除く。）

文書 1 4 日本及び朝鮮半島の非核地帯化と日本の安全保障

文書 1 5 アジア・太平洋地域における多国間安全保障枠組みの歩みと展望

文書 1 6 我が国の防衛調達のあるり方について

文書 1 7 冷戦後における諸外国の国防省中央組織等の変遷について

文書 1 8 ロシアの将来（2020年頃）の軍事動向

文書 1 9 中国の将来（2020年頃）の軍事動向

文書 2 0 北朝鮮の将来（2020年時点）の軍事動向

(3) 上記 1 (3) の開示請求の対象として特定された文書（原処分 5 及び原処分 6）

文書 2 1 第 1 次クリントン政権下における日米関係（表紙のみ。）

文書 2 2 第 1 次クリントン政権下における日米関係（表紙を除く。）

文書 2 3 安保対話・防衛交流及び日米安保に対するアジア・太平洋諸国の評価

文書 2 4 テロの脅威と対応策

文書 2 5 現代日本社会の変貌と防衛－戦後日本は変わったか－

文書 2 6 防衛装備品の共同開発、共同生産及び共同調達の在り方について

文書 2 7 冷戦後の国際社会と米中関係－「封じ込め」と「関与」をめぐって－

文書 2 8 ロシアにおける軍民関係の変遷

文書 2 9 中国政治における解放軍の役割の変遷

文書 3 0 北朝鮮の対内・対外政策における軍の役割の変遷

(4) 上記 1 (4) の開示請求の対象として特定された文書（原処分 7 及び原処分 8）

文書 3 1 米軍の近代化について（表紙のみ。）

文書 3 2 東アジア戦略環境の展望－主要国安保対話の可能性－

文書 3 3 国内レジームの変遷

文書 3 4 米軍の近代化について（表紙を除く。）

文書 3 5 国連海洋法条約とアジア太平洋諸国間の海洋安全保障協力

文書 3 6 米国の対中政策とその展開

文書 3 7 ロシアの将来－スラブ主義の及ぼす影響－

文書 3 8 中国の民主化－その可能性と影響－

文書 3 9 朝鮮半島の将来に関するシナリオとそのインプリケーション

(5) 上記 1 (5) の開示請求の対象として特定された文書（原処分 9 及び原処分 10）

文書 4 0 国防組織の国際交流に関する研究（表紙のみ。）

文書 4 1 国防組織の国際交流に関する研究（表紙を除く。）

- 文書 4 2 情報革命と安全保障
- 文書 4 3 現代 P K O の教訓と課題－三つの国連報告書の検討－
- 文書 4 4 国際法上排他的経済水域において沿岸国がとりうる措置に関する研究
- 文書 4 5 主要国における自国民保護の対応に関する研究
- 文書 4 6 自衛隊の将来装備と防衛庁の重視すべき技術分野
- 文書 4 7 弾道ミサイル防衛（BMD）をふまえた抑止理論の再検討
- (6) 上記 1 (6) の開示請求の対象として特定された文書（原処分 1 1 及び原処分 1 2）
- 文書 4 8 情報 R M A と東アジアの安全保障（表紙のみ。）
- 文書 4 9 情報 R M A と東アジアの安全保障（表紙を除く。）
- 文書 5 0 現代海賊の抑圧と海軍の役割
- 文書 5 1 災害 N P O の現状および今後の交流のあり方について－アメリカの災害救援をてがかりに－
- 文書 5 2 情報通信技術（I T）革命と防衛産業・技術基盤について
- 文書 5 3 主要先進国における統合組織の在り方の調査研究
- 文書 5 4 わが国におけるサイバー攻撃の法的扱いの将来方向
- 文書 5 5 ロシアとイスラム過激主義－北コーカサス及び中央アジアの動きを中心に－
- 文書 5 6 米新政権と朝鮮半島
- 文書 5 7 中台関係の展望
- 文書 5 8 中国の安全保障観と対中施策の実施にあたっての視点
- 文書 5 9 「非正規戦」の調査研究
- (7) 上記 1 (7) の開示請求の対象として特定された文書（原処分 1 3 及び原処分 1 4）
- 文書 6 0 安全保障概念の変化－9・11 事件後に焦点をあてて－（表紙のみ。）
- 文書 6 1 安全保障概念の変化－9・11 事件後に焦点をあてて－（表紙を除く。）
- 文書 6 2 アジア・太平洋地域における共同演習とその地域安全保障への影響
- 文書 6 3 21 世紀初頭の各国の防衛力整備（欧州主要国及び中国の防衛力整備の趨勢について）
- 文書 6 4 韓国軍の近代化の方向性
- 文書 6 5 N A T O の東方拡大－第二次拡大と爾後の展望
- 文書 6 6 米国同時多発テロ事件後のユーラシアの戦略環境
- 文書 6 7 極東地域に所在するロシア軍の将来像－我が国周辺地域を含むアジア太平洋地域の安全保障への影響

- 文書 6 8 戦前の軍事関連施策の決定過程－政軍関係を焦点に－
- (8) 上記 1 (8) の開示請求の対象として特定された文書（原処分 1 5 及び原処分 1 6）
- 文書 6 9 ミサイル防衛の戦略的意義と国際安全保障に与える影響（表紙のみ。）
- 文書 7 0 ミサイル防衛の戦略的意義と国際安全保障に与える影響（表紙を除く。）
- 文書 7 1 我が国をとりまく戦略環境の中期的展望
- 文書 7 2 テロへの対応をめぐる主要国における法執行機関と軍との役割
- 文書 7 3 北東アジアにおける防衛庁・自衛隊の戦略的軍備管理・軍縮政策
- 文書 7 4 主要国における R O E の意義・役割
- 文書 7 5 資源エネルギーと安全保障
- 文書 7 6 米国等におけるロジスティクスに関する研究
- 文書 7 7 ポスト冷戦時代の米国と日米同盟のあり方－米欧同盟の視点から
- 文書 7 8 中国の対東南アジア政策
- (9) 上記 1 (9) の開示請求の対象として特定された文書（原処分 1 7 及び原処分 1 8）
- 文書 7 9 大量破壊兵器を搭載した弾道ミサイルの脅威下における専守防衛の在り方（表紙のみ。）
- 文書 8 0 大量破壊兵器を搭載した弾道ミサイルの脅威下における専守防衛の在り方（表紙を除く。）
- 文書 8 1 グローバル・ガバナンスと軍事力の役割－民軍協力（C I M I C）を中心に－
- 文書 8 2 我が国周辺の安全保障情勢の展望
- 文書 8 3 米国のトランスフォーメーションと軍事態勢の見直しの動向－軍事的視座からの考察－
- 文書 8 4 諸外国の軍隊における文官の位置付け
- 文書 8 5 旧日本軍における人事評価制度
- 文書 8 6 旧日本軍における文官の位置付け